

第81回

滋賀県国土利用計画審議会

議事録

令和8年（2026年）3月24日（火）

10時～12時

滋賀県危機管理センター1階 災害対策室3・4

第 81 回滋賀県国土利用計画審議審議会事録

1 日 時

令和 8 年（2026 年）3 月 24 日（火）10 時～12 時

2 場 所

滋賀県大津市京町四丁目 1 - 1 滋賀県危機管理センター 1 階 災害対策室 3・4

3 出席委員（五十音順、敬称略）

井上 芳恵	龍谷大学政策学部 准教授	都市問題
大橋 潔	公募委員	公募委員
駒林 良則	立命館大学法学部 特任教授	法律
齊藤 美絵	不動産鑑定士	土地問題
里深 好文	立命館大学理工学部 教授	防災
塩見 康博	立命館大学理工学部 教授	交通問題
白杉 滋朗	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 副理事長	社会福祉
杉田 英子	JA しが女性協議会 監事	農業
箕浦 宏昌	滋賀県商工会連合会 専務理事	商工業
和田 桂子	一般社団法人近畿建設協会 顧問 / 京都大学防災研究所 特任教授	水問題

4 審議会次第

（1）開会

（2）議事

- （1）滋賀県国土利用計画・土地利用基本計画の改定について
- （2）滋賀県土地利用基本計画の変更について

（3）閉会

1 開会

諮問（松田総合企画部長）

挨拶（松田総合企画部長）

委員紹介

○和田会長

先ほど松田総合企画部長から諮問がありました通り、滋賀県国土利用計画および滋賀県土地利用基本計画の改定について議論することになります。それでは事務局の説明を求めます。

2 議事

(1) 滋賀県国土利用計画・土地利用基本計画の改定について

（資料1-1および資料1-2により事務局説明）

○和田会長

事務局からの説明について、意見や質問を伺います。今回は10年に一度の改定であり、国土利用計画とそれに伴う土地利用基本計画が一体となった大きな改定となります。次期計画におけるポイントと、それに付随するバックデータが提示されました。これに対し、忌憚のないご意見をお願いします。

○塩見委員

バックデータで、農業従事者数は2021年から2022年にかけて大幅に減少しており、荒廃農地も2020年から2021年にかけて相当増大しています。この減少や増大の要因について県の認識と、それが生産性の向上によって補われているのか教えてください。

○事務局

農地の集約については、非常に進んでいます。「農地中間管理機構の実績等に関する資料（令和4年度版）」によると、担い手への農地集積率は全国8位です。集約が進んでおり生産性は向上していると考えられます。

農業従事者の減少、特に2021年から2022年にかけての急激な減少について、詳しい分析は持ち合わせていませんが、コロナの影響が大きいと考えられます。

県は大規模農家への農地集積という取り組みを継続しており、それに伴い、農業生産額は横ばいから微増で推移しています。荒廃農地が発生する要因としては、広大な土地で一体的に大型機械を用いた営農が可能な場所は集約されやすい一方で、中山間地域などで区画が小さく、大型機械での営農が困難な場所は、後継者が見つからず、営農継続が困難となった

場合に農地として利用されなくなるという背景があると思います。

○塩見委員

この国土利用計画に、農地の面積をどれくらいに保つか書くと思いますが、生産性の向上によって補っていくことも非常に重要です。計画には、KPIも盛り込むと思いますが、面積や従事者数だけでなく、生産性についても考慮していただければと思います。

○和田会長

前回の審議会で事務局から、滋賀県の農地集積率は全国で8位であり、生産性は向上しているが、従事者数の減少や高齢化により農地が荒廃している点が問題であると説明がありました。これらの状況を読み取れる指標を今後検討する必要があるという話でしたので、課題としては非常に重要な内容だと認識しています。この基本方針に記載していただき、今後どのような指標が良いかについては、県で議論を進めていただきたいと思います。そのほか、自由に発言してください。

○大橋委員

私は山奥に住んでいますが、伊吹山の状況についてお話しします。滋賀県で最も高い山ですが、現在、登山ができない状態です。南斜面は人気のある登山道でしたが、登山道が荒れてしまい、通行できません。対策として米原市では鹿の駆除を行っています。鹿の数が増加したことで、3合目より上では、低木や草が食べられ、保水力を失い、従来の伊吹山の姿が大きく損なわれています。

農地の話で、収穫量や生産性はそれほど落ちていないということでしたが、自然の中の棚田や小さな田んぼによって自然のバランスが保たれてきました。米の収穫だけでなく、保水力など、自然環境における生態系の役割も果たしています。今回の災害リスクを考慮した土地利用や健全な生態系の確保という項目は、自然の状況が両方へ影響します。そうした総合的な観点から検討いただき、最終的には自然豊かで滋賀の自然が保たれるような利用方法が最も重要ではないかと、住民の立場から意見を述べさせていただきました。

○和田会長

荒廃した山、それに伴う災害、そして自然と同時に生態系が崩れてきているという意見ですね。災害リスクも課題ですが、ともに、そこは生態系が存在する場所でもあります。それらを考慮し、県をどうしていくかにつながると思います。ありがとうございました。

○里深委員

大橋委員の話に関連して、私は防災関係、専門は元々砂防です。伊吹山も県に案内してもらい、現場を見に行きました。根本には鹿の増加があり、その原因は冬季の積雪量の減少に

よる鹿の生存率の増加が大きいとされています。淘汰される要因が減ったため、人間が駆除しなければならないという側面もあるかと思えます。

それも踏まえてですが、滋賀県で皆さんが暮らしている環境そのもの、土地利用と自然環境はまさに表裏一体です。利便性を高めれば、生態系は脆弱になります。これはほとんどの場合に当てはまりますが、人間が手間をかけると、生態系を大きく崩さずに、生き物の豊かさと人間社会の安全性や利便性を両立できます。しかし、そこには必ずコストがかかります。金銭的なものだけでなく、手間がかかることが多いです。かつては、人々が快適に暮らすため手間をかけてきましたが、時代とともにそうした部分が失われつつあります。

土地利用を何とかしようというだけでなく、暮らしぶりそのものを考える必要があります。この審議会では土地の利用のあり方だけが議論されますが、そこで暮らしている人々の暮らし方も合わせて提案しないと、器だけ変えてもあまり変化しない可能性が高いと思います。

今年6月11日木曜日に滋賀で、全国の土砂災害防止の集いが開催されます。私の分野の方も多数参加しますが、メインテーマの一つは、山林をどうするか、安全をいかに確保するかです。滋賀県は全国に先駆けてはげ山を緑に変えてきた実績がある県ですが、一方で、脆弱性が増してきているという部分も議論します。

ぜひ、この防災・減災対策の強化が暮らしやすさにつながり、県の価値の向上に直結するように、枠組みを決めるのと同時に、中身のあり方についても、併記できるような形を目指していただきたいです。

○白杉委員

福祉の分野からの参加として、意見を述べさせていただきます。先生方がお話しされた内容はよく理解できますが、国土利用をどうするのか、計画をどう立てるのかということに最終的に終始する委員会だと認識しています。しかし、より大きな視点で議論する必要があるのではないのでしょうか。

先ほど農業従事者のグラフを見ましたが、激減と言っても良いほどの状態に驚きました。福祉の分野では、農林水産省と厚生労働省が「農福連携」を推進しています。農業人口が減少する中で、地域で障害のある方が働き、活動することを目指すものです。しかし、私の立場から見ると、農業という観点から本当に良いのかと思うことがあります。

農業は、先ほどから指摘されているように、生産性が向上し、一定の農作物ができれば良いというものだけではないと私は考えています。農福連携で、ただ空いた部分を障害者が手伝い、活動することは、福祉の立場からは否定しませんが、それが本当に地域の文化も支えることになっているかという、なっていないと思います。

この計画に農福連携のことが書き込まれるかどうかは分かりませんが、生産性さえ確保できれば良いというものではないはずです。大橋委員が棚田の話をされましたが、棚田は単に米を収穫するためだけではなく、保水力など、非常に重要な役割を担っています。昔、大

津に棚田があった時、一条植えの田を見たことがあります。そこまでして作らなければならぬ生活が苦しい現状があったのだと思いますが、本当に尊敬しました。これも、圃場整備で平らな田にすれば良いのかというと、指摘されたように、土砂災害など様々な問題が生じているかと思えます。

資料 1-1 に記載されている少子高齢化、人口減少は客観的な事実であり、否定できません。しかし、それに伴って本当に地域社会が弱体化しているのでしょうか。1億2千万人が1億人になったら、弱体化するのでしょうか。

大きな視点で、本当にこの国、この地球に、人間がこれほど手を加えて良いのかということ、常に問題視しながら参加させていただいております。まとまらないですが以上です。

○和田会長

今の話ですが、県の土地利用を考える際、人、暮らし、産業という要素がありますが、その中で、いかに県民、そして自然を豊かに残せるかを今後も考えなければならぬと感じています。だいぶ昔ですが、ある計画で、琵琶湖の森林は間伐が必要な木が多く残っているという現状と林業従事者の高齢化の課題がありました。その中で森林の保全を理解するためのボランティアなどの参加は大切ですが、生産性には直結しません。そうした矛盾をどう考え、高齢化が進む中で、産業を残しつつ生産性を高め、それに関わる問題にどのように取り組んでいくのか、活発な議論があったことを、農福連携の話で思い出しました。また、その時に、滋賀の山は、古琵琶湖層であり、また、花崗岩でもろい山であるという話がありました。大昔、伐採によって田上山ははげ山になりましたが、植林・砂防事業の結果、今のような森林にようやく戻ったと。一方で、気候変動や手間をかけなくなったことで伊吹山のような状況も発生している。この10年間、また長い時間の流れの中で、周囲を取り巻く状況、自然も変化しており、人も変化していると思います。以前の10年と今後の10年で、共通する部分もあれば、新たな課題もあると思いますので、そうした点も踏まえて、皆様の忌憚のない意見ををお願いします。

○齊藤委員

不動産鑑定士の齊藤です。今回の課題である市街地の拡散と人口密度の低下、そして主な取り組みであるコンパクトで多様な拠点の形成と連携について意見します。

ご存知の通り、先日地価公示が発表され、土地の価格は上昇していますが、建築費も非常に高騰しています。人件費も上昇し、不動産物件の価値は非常に高まっている中、京阪神、特に京都、大阪から、不動産を購入できなかった方々が滋賀へ移動し、住宅地として注目されています。滋賀県内でも、大津や草津といった人気エリアでは、地価も物件価格も高騰しており、押し出し的にこれまで人口が減少していた郊外への転入を優先する方もいます。そのため、これまで寂れていた、いくつかの地域で増加しています。

このような動きの中で、政策としてはコンパクトシティがよく言われます。市街地の拡散

よりは、中心部に集約し管理可能な形にすることが進められると思います。しかし、地価や不動産の動きからすると、それに逆行する動きも起こっています。かつての郊外でのスローライフ目的の移住とは異なりますが、郊外への人の動きが現在起こっています。その中で、コンパクトで多様な拠点とは、中心市街地への集約だけでなく、拡散も含めた郊外なども視野に入れるのかということがあります。

中心部への集約だけであれば、それと逆行した動きが起こっている現状で、その問題をどう解決するのかという懸念もあります。課題には産業用地不足と記載されていますが、データを見ると、工場立地件数は減少傾向にあります。これは用地不足が原因だと思います。滋賀県の工場用地は、周辺の京都や大阪などと比較して非常に安価であるため、需要は非常に高いですが、提供できる用地が不足していることが、立地件数の減少につながっているのではないかと見ています。

現在、県で取り組んでいる産業用地の開発についても土地の有効利用という面があると思います。荒廃農地の有効利用という点で、今も仕組みとしてあるのかもしれませんが、弾力的に転換しやすい仕組み、枠組みになっていると良いと考えています。

○和田会長

土地利用転換について、重要な点だと思います。法律で規制されていて変更が難しいなど、様々な問題がありますね。そうした中で、弾力的に対応できるかを計画に盛り込めるかという点があると思います。今の話について事務局から何かありますか。

○事務局

土地利用転換に関しては、産業用地不足が県としての課題の一つとなっています。一方で、農地に関しては、お話がありましたように環境の側面もありますし、農業生産という意味でも、一定の優良農地は確保していかなければなりません。どのようにバランスを取っていくかという中で、現在、主な取り組みのところに「地域の持続性確保につながる」というフレーズを盛り込んでいます。これは全国計画でも同様の表現がされていますが、地域の農業従事者が減少していく現状において、地域に人を残すために、働く場所を確保するというのもあって、一定の要件はありますが、地域の農地を工業用地に転換できる仕組みが用意されています。

それをどのように活用していくかは、地域での合意形成が重要です。行政が一方的に進めるものではなく、地域の皆様や地元の市町がどのように考えるか、その土地の条件や、ニーズに合う企業の需要があるかといったマッチングも関係します。これらの点を、この土地利用基本計画、国土利用計画の中でどこまで具体的に記載できるかということはあると思いますが、そうしたことに配慮しながら施策を進めるといった方向性は計画の中で示していくことになると思います。

○駒林委員

齊藤委員が指摘された点と関連しますが、市街地拡散の問題は、この審議会でも継続的に議論されてきたものの、なかなか対策が難しい部分があります。根本的には都市計画、つまり市街化区域と市街化調整区域の見直しまで踏み込みたいところですが、難しいと考えています。しかし、そこを放置すると、市街化区域が維持されたまま、拡大されたままの状態が続き、スポンジ化が進行する可能性もあります。そうなると、やはり一定の規制的な方向性も必要ではないでしょうか。10年ごとの見直しですから、ある程度その辺も考慮いただけるとありがたいです。

10年後に振り返った時に、荒廃地ができたり、公共施設やインフラの老朽化が進んでいるにもかかわらず、人々が広範囲に散らばって暮らしているため、数十年以上インフラ維持対策を継続しなければならないといった状況が生じる可能性があります。だからこそコンパクトシティが望ましいのですが、法制度の不十分さは認識しており、コンパクトシティと上手く連携できないのは事実です。しかし、ある程度の規制的な部分も記載していただけると良いというのが率直な思いです。

○和田会長

法的な規制には様々な制約があり難しいですが、10年後に見直した時に荒廃してしまっただという事態にならないよう、難しいと思いますが、できる限り委員の意見を記載していくことが10年後を見据えたこの計画の在り方だと思います。

○井上委員

個々の具体的な話はそれぞれの法律や各自治体の権限などがあるため、なかなか個別具体的な内容に踏み込めないところもありますが、これからの10年を考えるにあたって、大きな将来像や方針などを提示できるのではないかと私は考えました。

先ほどスポンジ化の話もありましたが、既存の市街地の中でも空き地や未利用地が増えていく中で、開発しようと思っても手間がかかるため、結果的には市街化調整区域や山林の方に開発が進んでしまう実情があるかと思います。しかし、自然の維持や災害面を考えると、今後、開発を進めていくよりも、既存の市街地の中でいかに取り組んでいくかについては、大きな方針が示せると良いのではないかと考えました。

先ほど産業の話もありましたが、産業用地不足で、既存の荒廃農地などを利用する可能性もあるという話でした。私は産業にはあまり詳しくないのですが、過去の製造業などよりも、物流センターやデータセンターなど、新しい産業、これまでの形態とは異なる産業が増えていくと思います。おそらく水なども非常に必要になるのだと思いますが、既存の製造業とは形が違うものが増えていくでしょう。大規模で地域に大きなインパクトのあるものが立地し始めているのだと思いますので、滋賀県の環境、特に水が豊富にあるため、そういった可能性もあるかと思います。

先ほど「地域の持続性確保につながる産業」という点で、雇用確保の話もありましたが、ぜひ地域に根ざした産業、つまり滋賀の自然や環境にマッチした産業に来ていただきたいです。それがどのようなものなのかはまだ見えないところもありますが、どのような産業であっても良いというだけでなく、滋賀の環境を活かせるような産業を誘致できるような方針も少し示せると良いかと思います。

○和田会長

井上委員から産業の土地利用に関してのご意見をいただきました。その中で、一つのキーワードとして、滋賀の環境を活かせるような土地利用という点が、非常に重要なキーワードになるのではないかと感じています。ありがとうございます。

○箕浦委員

基本について、いくつか質問させてください。まず、知事から国土利用計画、土地利用基本計画について、改正を求める諮問があり、総合企画部長からは計画を一体化すると挨拶がありました。その中で、資料 1-1 の計画改定の趣旨では、1 段落目に「現行計画を改定する」、2 段落目に「合わせて改定する」という記述があります。これを踏まえて、4 の地域計画の考え方の最後の部分に「記載内容が重複する部分を整理する」と書かれています。資料 1-2 があり、叩き台があるという流れです。事務局として、この「重複する部分を整理する」とは、一体化するということで、この資料は整理されているという認識で良いでしょうか。

○事務局

一体化したいと考えています。

○箕浦委員

それを踏まえて、4 の考え方の図があるのですが、任意計画と策定義務がある計画という記述があります。この「策定義務がある」というのは、国土交通省などから何らかの認証を取るということになるのでしょうか。

○事務局

策定にあたって、意見聴取を行い、その後、国土交通省に報告する形になります。

○箕浦委員

そうしますと、各省から意見をいただいた中で、意見の内容によっては修正した上で、国交省に提出するということになるのでしょうか。この策定義務があるということ、法律の立場ではそう理解するのでしょうか。

○事務局

その通りです。意見聴取後修正があれば、修正後に再度提出することはあり得ます。

○箕浦委員

そうなった場合、各省との意見聴取後、意見が返ってきた際に、国からの意見によって変更される可能性はあるのでしょうか。各都道府県なりの独自性として、地域ごとにこのような形で発展していこうと、数値目標の設定、あるいは、実施すべき方向性のための取り組みを書き込んだ際に、国の意見によって、それが覆される可能性や余地はあるという理解で良いのでしょうか。

○事務局

国の計画がありますので、それを基本として、国土利用計画と土地利用基本計画を定めることになっています。もちろん国の計画は基本となりますが、一定の県の独自性については、踏み込んでくることはないと考えています。

○箕浦委員

そうすると、ここで先生方にご意見をいただいている部分や、市町の意見を聞いた中、あるいは庁内調整を行った中で、突拍子もない記載でない限りは、きちんと、各都道府県の自主性に沿った形での計画に落ち着くという理解で良いのですね。

○事務局

はい。

○箕浦委員

分かりました。もう一つ、地域計画の考え方で、運用指針が国で改正され、両計画を一体のものとして策定することが「可能」と明示されたと記述されていますが、これはどのような理由で一体化が可能とされたのか教えていただけますでしょうか。

○事務局

明示されたと記載していますが、他の都道府県では、明示される前から一体化して策定している県もありました。そういったことも受けて、国土交通省の方から、令和5年に運用指針に一体化可能と記載された次第です。理由については、具体的に明記されているわけではなく、「体系的に一体で定めることができる」と記載されているのみですので、その詳細な部分については、把握していません。

○箕浦委員

そうすると、運用指針で一体化することが可能になったことを受けて、どのような理由で、県としては一体化しようという整理をされたのか教えていただけますでしょうか。

○事務局

示されている通り、国土利用計画と土地利用基本計画に同じ記載内容が続くことや、土地利用の調整方針が土地利用計画として存在し、県の利用の方向性を国土利用計画で定めているという二本立ての状況を一体化することで、県土全体の計画を体系的に定めた計画としようと考え、今回一体化を提案させていただいています。

○箕浦委員

ありがとうございます。

○和田会長

箕浦委員からの質問は、前回の審議会でもあったと思います。資料には一体化が可能と明示されたと書いてあるだけで記述が少ないです。今まで二つの計画であったものが、今回一つに提示されるわけですから、その経緯を知らない方が見た場合に、不信感や疑問を抱く可能性があります。重複する記載が多くあるといった非効率な部分を効率化していくこと。そして、滋賀県としてもそれを一体化して、総合的な計画にする方が、計画として進めやすく、またそれをもって、様々な審議会が対応しやすいといった長所を、もっと丁寧に説明する必要があると感じています。

○和田会長

様々な意見をいただきました。次期計画が一体化するにあたって、骨子案の叩き台案のポイントとして出されている課題と取り組みについて、抜けている部分等についても意見をお願いします。

○和田会長

まず私の方から。全国計画に対して、県計画が様々なものを踏襲して叩き台ができていますが、もう少し滋賀県らしさが必要だと思います。災害についても課題をもっと提示する必要があるでしょう。また、文言について「災害リスクを考慮した」は「災害リスクを踏まえる」にすべきだと思いますし、「土地利用」という文言ではなく、上位計画なので「県土地利用」という文言が良いのではないのでしょうか。その他に意見のある方はどうぞ。

○里深委員

現在、滋賀県が全国に先駆けて進めてきた流域治水は全国規模になっていますが、先ほどからありましたように、土地利用については、それぞれが別の意図を持って、「縦割り行政」

の状態でした。しかし最終的には流域治水のところでそれを打破しようとしているわけです。特に農水省と、国土交通省系の治水と利水、あるいは水道も含めてですが、今盛んにその水利用についても検討が進められているところです。

そして、計画の一体化は、そうした流れに乗っていくのではないかと期待している部分もあります。現状のそれぞれバラバラの目的を最後に調整するというものではなく、全体像が先にあり、中身があって、目標が設定されるといった形に変わるべきです。それは、「流域治水」を始めた時に、限界があったからです。河川側だけで治水を果たそうと思っても無理でした。農地にも協力してもらわなければなりませんし、水利用を考えた時に、農業における水の利用方法と、一般の上水道としての水の使い方、工業用水としての水など、それぞれが別々にニーズを挙げたところで、降雨量は限られており、長期的に見れば降雨量は減少する一方です。そうすると、これまでの水利用は不可能になるという状況が目の前に迫っています。

そのため、先に全体像があり、後から調整するという方向性がここに出てきてほしいと思っています。したがって、地域を災害から守るという目的が先にあり、そのために農業分野ではこれ、林業分野ではこれ、河川はこう、というそれぞれの立ち位置の、個別目標が設定されていくことが望ましい。

以前、この会議で水害リスクの高い場所をわざわざ開発するのかという話をしました。既存のより良い条件の場所があるのに、そこは多少値段が高いからか分かりませんが、スポンジ状になっている場所もある。一方で私から見て、リスクが高くてどうしようもないように見える場所がどんどん開発されていっている。それが、この計画によって、「タガがはまる」ということは非常に重要なことです。逆に言えば、それは「不自由」になるのではなく、「タガ」があるからこそ、その中で高度化でき、より合理的なものが生まれる。長い時間で見れば、社会全体のコストが下がることにつながるのではないかと思います。ですので、ぜひこの計画の中に、10年のための計画ではあるものの、社会全体の長期にわたるコストを考えた時に、こうあるべきだという形で計画を見てほしいと思います。

○和田会長

本当に重要な意見であり、この審議会を開催し、計画を立てる一番の理由です。この10年を踏まえて、改定をしようとした時に、確かに効力はないかもしれませんが、それぞれの滋賀県の委員会が、この新しい計画を元に、自分たちの計画が進められるような内容にしていきたいです。

したがって、自治体が目指すべき、長期的な将来像や、まちづくり、あるいは自然の確保といった基本理念を定める計画として、大きな視点で、骨子案が作成されれば良いと思います。そこには、先ほども言った通り、実行面で、法律などの難しい規制や、様々な制約があるかもしれませんが、それを打破する形で、それぞれの計画が緻密に柔軟に動けるような計画を策定していきたいという思いがあります。

その他、自由に意見を述べていただければと思います。

○塩見委員

計画のヒエラルキー構造の中でこの国土利用計画、土地利用基本計画は、どのような位置付けにあるのかをもう少し整理していただければと思います。

また、参考資料として、現在の国土利用計画、土地利用基本計画が掲載されていますが、新しい計画もだいたいこのようなフォーマットになるのでしょうか。文章だけで、この計画を皆さんの理念として、各部署で共有し、きちんと理解してもらうためのコミュニケーションツールになっていないと感じます。

交通計画にしても、都市計画にしても、現状の評価があり、それをどのように進めていくのか分かりやすくなった概要版があり、もう少し分かりやすく書かれていると思います。A4一枚の概要版は作成されると思いますが、この計画本体にも、分かりやすくなるような工夫をぜひ検討していただきたいです。ずっとこのフォーマットで来たのだと思いますが、計画を統合するという節目、新しい書き方になるのであれば、少なくとも、この概要にあるような図を使って説明するとか、皆が一度きちんと確認しようと思えるような、あるいは、一見して、「こういう理念のもとで作成されているのだな」と分かるような工夫があっても良いのではないかと考えています。

○事務局

現在の計画は10年前に作成されたものということもありますので、今回、県の計画として提示するにあたって、より分かりやすく提示する工夫はしていきたいと考えています。

○和田会長

よろしく申し上げます。確かに、文章ばかりで、どこにポイントがあるのか分かりにくいと感じていました。前回提示された滋賀県国土利用計画第五次の概要も、色分けで分かりやすく説明されていますが、やはり文字が多すぎます。もし、地域によって、土地利用のポイントが異なるのであれば、例えば、人口集中地区は緑化促進や環境対策、荒廃地は産業活性などの記載等、滋賀県全体でメリハリがあると思いますので、そういったところを図示すると良いかと思います。

また、最初に、基本方針のイメージを提示すれば、県民の方々にも伝わりやすく、計画を読んだ方も、滋賀県が目指す方向性を理解できるのではないかと思います。そうした点は、今後、骨子案ができて、具体的な形になる際に、順次提示していただければと思います。

○大橋委員

計画は滋賀県が策定しているのですから、例えば琵琶湖を中心とした、土地の利用につい

て、何かそのような部分があっても良いのではないかと思います。平安、鎌倉、室町、安土、江戸と時代が進んでいく中で、当時は船による輸送のために、それぞれ港が開かれるなど、琵琶湖周辺の開発は、古代からずっと行われてきたので、やはりそのような視点も、どこかで大切に残していくのが良いかなと思いました。

○和田会長

滋賀県の基本計画ということで、滋賀県を意識した土地利用計画であってほしいという点は、重点的に進めてもらえればと思います。特に滋賀県の場合は、日本一大きい琵琶湖を抱え、近畿圏の水資源にもなっているという特徴的な県だと思いますので、それらを守るためにも、県土はどうあるべきか。そして、県がどのように活性化していかなければならないか。そうした点で、県土がどのように活用され、保全、管理されていかなければならないかが基本的な方向性だと考えています。

○和田会長

本日は、委員の方々から大変貴重な意見をいただきました。今回の意見を踏まえた上で、次回の審議会では骨子案が示されますので、よろしく願います。

それでは、議題 1 の計画改定とは別に、長らく滋賀県知事から審議会に諮問されている議題 2 の、滋賀県土地利用基本計画の変更について事務局からの説明を求めます。

(資料 2-1 および資料 2-2 により事務局説明)

○和田会長

事務局からの説明について、意見、質問がありましたら願います。いかがでしょう。

○齊藤委員

この 2 ページの 1 番上の甲賀地域は工業団地のエリア内かと思いますが、開発の申請があったため変更するというのでしょうか。

○事務局

変更を必要とする理由に記載されています通り、工場の進出相談があったこと、それに伴って開発行為が確実となったことから編入するという次第です。

○和田会長

ありがとうございます。質問や意見がないようですので、諮ります。滋賀県土地利用基本計画の変更について、適当と認める旨を答申することによろしいでしょうか。

<各委員異議なし。>

○和田会長

ありがとうございます。それでは、滋賀県土地利用基本計画の変更についての諮問につきまして、原案を適当と認める旨を知事に答申いたします。なお、答申の文言につきましては私に一任いただきたいと思います。

以上をもちまして、本日予定されておりました議事は、すべて終了しました。円滑な議事運営にご協力いただきまして、ありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しいたします。

(課長挨拶)

○事務局

それでは、これをもって、本日の国土利用計画審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。